**配当公告**

愛知県名古屋市緑区大高町字川添七〇番地
　破産者　株式会社愛機

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第九一三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金四八八、〇三〇、〇一七円

一、配当をすることのできる金額
　金九一、五七七、三〇二円

平成二十四年四月十三日
　名古屋市東区東片端町二三番地東片端サンコービル名城法律事務所
　破産管財人　中根　紀裕

**配当公告**

愛知県西尾市東幡豆町亀井四番地、旧表示住所愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字亀井四番地
　破産者　亡大嶽要相続財産

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十二年（フ）第三三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金六三八、六三六、一〇〇円

一、配当をすることのできる金額
　金九一、七二一、一三六円

平成二十四年四月十三日
　愛知県岡崎市戸崎町字上り場西四九番地天政ビル二階　破産管財人　牧野　守

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県盛岡市天神町三九番地二〇、最後の住所岩手県盛岡市天神町二番四号
　被相続人　亡　石澤　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日
　秋田県能代市通町九番四八号大丸ビル一階
　能代ひまわり基金法律事務所
　相続財産管理人　高城　智子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県相模原市中央区南橋本二丁目四番、最後の住所神奈川県相模原市中央区南橋本二丁目四番一六―九〇四号
　被相続人　亡　山上　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日
　神奈川県相模原市中央区富士見六丁目一五番一号ラ・フォンターナ一〇六号遠藤秀幸法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　遠藤　秀幸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府堺市西区津久野町二丁一八三番地、最後の住所大阪府堺市西区津久野町二丁二一番一六号　被相続人　亡　八尾　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日
　大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階
　相続財産管理人弁護士　大江　洋一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍香川県東かがわ市水主三四〇三番地一、最後の住所香川県東かがわ市中筋四八二番地二
　被相続人　亡　近藤美奈子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日
　香川県高松市西内町二番一四号
　相続財産管理人　高嶋　由昌

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県能代市朴瀬字築法師六四番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　山谷テル子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日
　能代市通町一五番二七号
　相続財産管理人　弁護士　太田　秀栄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県能代市朴瀬字築法師六四番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　石澤　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日
　秋田県能代市通町九番四八号大丸ビル一階
　能代ひまわり基金法律事務所
　相続財産管理人　高城　智子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県相模原市中央区南橋本二丁目四番、最後の住所神奈川県相模原市中央区南橋本二丁目四番一六―九〇四号
　被相続人　亡　山上　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日
　神奈川県相模原市中央区富士見六丁目一五番一号ラ・フォンターナ一〇六号遠藤秀幸法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　遠藤　秀幸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府堺市西区津久野町二丁一八三番地、最後の住所大阪府堺市西区津久野町二丁二一番一六号　被相続人　亡　八尾　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日
　大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階
　相続財産管理人弁護士　大江　洋一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍香川県東かがわ市水主三四〇三番地一、最後の住所香川県東かがわ市中筋四八二番地二
　被相続人　亡　近藤美奈子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日
　香川県高松市西内町二番一四号
　相続財産管理人　高嶋　由昌

**有料職業紹介事業保証金取戻し公告**

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　日総ブレイン株式会社　日総ブレイン株式会社　神奈川県横浜市鶴見区豊岡町二八―二六日総第一ビル

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年四月十三日
　神奈川県横浜市鶴見区豊岡町二八―二六日総第一ビル　日総ブレイン株式会社
　代表取締役　清水智華子

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年４月13日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ロイヤルパークスなんば株式会社　②東京都知事(2)85083　③代表取締役　有福典夫　④東京都千代田区飯田橋三丁目13番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区飯田橋三丁目13番１号　ロイヤルパークスなんば株式会社　代表取締役　有福典夫

①あいだ　②東京都知事(7)47319　③會田津喜子　④東京都調布市調布ヶ丘三丁目17番８　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都調布市調布ヶ丘三丁目17番８　あいだ　代表　會田津喜子

①有限会社はなみインターナショナル　②愛知県知事(1)20727　③代表取締役　伊藤晴夫　④愛知県名古屋市東区古出来一丁目２番22号　有限会社はなみインターナショナル　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市東区古出来一丁目２番22号　有限会社はなみインターナショナル　代表取締役　伊藤晴夫

①佐藤商事　②大阪府知事(2)49025　③佐藤靖　④大阪府枚方市南楠葉１丁目26番４号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府枚方市南楠葉１丁目26番４号　佐藤商事　佐藤靖

①リアルエステイトコンサルタンツ　②大阪府知事(7)2910　③渡邉通弘　④大阪府大阪市中央区大手通一丁目一番八号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦兵庫県芦屋市東芦屋町20番３号　渡邉綾子